

# 2022 年規定審議会採択立法案一覧表

2022 年 4 月 10～14 日 米国イリノイ州シカゴ

□ は日本よりの提案

■ RI 理事会よりの提案

採択：A、 修正案として採択：AA、 否決：R、 撤回：W、  
撤回とみなされる：CW、理事会付託：RB

採択立法案 緑枠  
理事会付託 青枠

クラブ運営				
番号	案件	提案要旨	対象規定	結果
22-01	ロータリークラブの目的を改正する件 第 2680 地区（日本）	クラブの目的を簡素化し、「ロータリーの発展に寄与するとともに、ロータリアンがロータリーの目的すなわち奉仕の理念を学び、実行することを奨励し育むこと」に変更	標準 3	R 71 : 394
22-02	ロータリークラブの目的を改正する件（台湾）	クラブの目的に、ロータリーの中核的価値観の達成を目指ことを追加する	標準 3	R 178 : 293
22-03	ロータリークラブの目的を改正する件 第 2760 地区（日本）	クラブの目的に、ローターアクトクラブにロータリーとその活動等について啓蒙（啓発）する機会を増やすことを追加する	標準 3	R 83 : 396
22-04	衛星クラブの命名規定を改正する件（カナダと米国） D5060	衛星クラブの名称は、その衛星クラブの会員が選ぶものとする	標準 2	R 212 : 271
22-05	口頭による退会申出をクラブが受理する手順を規定する件（米国）	退会の手続に、書面のほかに口頭による申し出を追加する	標準 13	R 201 : 281
22-06	クラブ委員長が理事会メンバーとなれるようにする件 第 2660 地区（日本）	常任委員会委員長をクラブ役員に追加する	標準 11	R 186 : 298
22-07	クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する件 第 2780 地区（日本）	理事会のすべての会合後 30 日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにする	標準 7	A 329 : 155
22-08	クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する件（アイルランドと北アイルランド）	理事会のすべての会合後 20 日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにする	標準 7	R 124 : 356
22-09	年次総会において現年度の中間報告と前年度の財務報告を採択することを定める件 第 2570 地区（日本）	年次総会で、現年度の中間報告と前年度の財務報告を附議し、採択されなければならない	標準 7	R 229 : 250
会員				
22-10	バランスの取れた会員基盤の構築要素に公平さとインクルージョンを加える件（インド）	各クラブとローターアクトクラブは、多様性、公平さ、インクルージョンを推進するようなバランスのとれた会員基盤を構築するよう努めるものとする	R 細則 4	A 420 : 56
22-11	年齢または障害を基とした入会制限を禁止する件（スイス） 修正	入会条件の多様性、公平さ、インクルージョンを推進するような均衡のとれた会員構成の中に、年齢、障害の文言を追加する	R 細則 4	R 142 : 340
22-12	二重会員の禁止を廃止する件（スウェーデン、ブラジル、米国）	会員が、複数のクラブにおいて積極的に活動し、例会に出席できるようにする	R 細則 4、8	R 135 : 342
22-13	会員がクラブの所在地域に住居または事業場を有する要件を削除する件（米国）	会員が事業場または住居を所属クラブの所在地域内もしくはその周辺地域に有する要件を撤廃する	R 定款 5 標準 13	A 402 : 75
22-14	正会員がどのクラブに対してでも入会候補者を推薦できるようにする件（ブラジル）	会員は、どのクラブに対してでも新会員を推薦することができる	R 細則 4	A 329 : 151
22-15	衛星クラブの会員に関する規定を	複数の異なるロータリークラブが存在	R 細則 1、4	A

	改正する件 (カナダと米国) D5060	できる地域において従来と異なる衛星クラブを設けることにより、新たな成長の機会が生まれる。	標準 1、8	308 : 160
<b>ローターアクト</b>				
22-16	ローターアクターの年齢制限を設ける件 (台湾)	18~40歳のローターアクターにより構成されるものとする	R 定款 5 R 細則 4	R 183 : 292
22-17	ローターアクターの年齢制限を設ける件 (インド)	30歳以下の若い成人により構成されるものとする	R 細則 4	R 212 : 268
22-18	ローターアクターが RI 委員会の委員となれることを明文化する件 (RI 理事会)	ローターアクターがあらゆる RI 委員会にも応募し、委員を務めることができるようにする	R 細則 17	A 393 : 79
<b>RI 役員と選挙</b>				
22-19	会長候補者の指名に関する規定を改正する件 (台湾)	RI 会長の選出後 5 年間、同一国出身の候補者の指名を禁ずる	R 細則 10.050	R 137 : 342
22-20	会長選挙と理事選挙の一連の締切日を変更する件 (RI 理事会)	IT化により、RI理事ならびに会長の選挙に関連する一連の締切日を短縮する	R 細則 10.030 10.040、10.070 10.090、11.030	A 413 : 71
22-21	理事および理事指名委員会委員の資格条件を改正する件 (RI 理事会)	推薦される前の 36 カ月間に、少なくとも 2 回のロータリー研究会と 1 回の国際大会に出席していなければならない資格条件を削除	R 細則 5.080 11.020	A 280 : 208
22-22	理事指名委員会委員の資格条件を改正する件 (インド)	指名された時点において、すでに RI 国際大会およびロータリー研究会への出席経験が含まれることとする	R 細則 11.020.	W
22-23	理事の資格条件を改正する件 (ノルウェー)	ガバナーを務めてから少なくとも 3 年が経過していなければならないとなっている理事資格要件を削除	R 細則 5.080.	R 210 : 275
22-24	理事選挙におけるクラブ投票手続きの一連の締切日を改正する件 (インド)	IT 化により、理事選挙におけるクラブ投票手続きの一連の締切日を短縮する	R 細則 11.030.	W
22-25	ガバナーノミニーの資格条件を改正する件 (RI 理事会)	ガバナーノミニーの資格条件を、少なくとも 5 年以上ロータリアンであること、またはそれと同等のリーダーとしての経験を積んでいるものとする	R 細則 16.010. 16.020.	2022 年 2 月 理事会 取り下げ
22-26	ガバナーの資格条件を改正する件 (ノルウェー)	少なくとも 7 年以上ロータリアンである要件を削除	R 細則 16.020.	R 161 : 324
22-27	RI 理事会にロータリアンの元役員身分を剥奪することを許可する件 (RI 理事会)	いかなる者も、元役員としての身分を剥奪された場合は、目的が何であれ元役員とみなされないようにする	R 細則 6.050.	RB 理事会付託
<b>国際ロータリー (一般)</b>				
22-28	ゾーン内セクションの変更過程を改正する件 (RI 理事会)	理事会のゾーンを変更する権限にゾーン内セクションを変更する権限も含まれていることを明確にする	R 細則 11.010.	A 380 : 92
22-29	ゾーンの境界線を見直し、変更する手続きを改正する件 (米国)	ゾーンの構成を見直し目的の委員会を設置し、ゾーンの境界が定期的に見直され、再編成されるようにする	R 細則 11.010.	W
22-30	RI のガバナンス構造を定期的に見直す件 (ノルウェー、デンマーク、スウェーデン)	定期的に、外部のコンサルティング会社を雇い、RI の組織ガバナンス構造に対する包括的な見直しを実施する	R 細則 5.010.	R 152 : 321
22-31	RI のガバナンス構造を定期的に見直す件 (スウェーデン)	定期的に、外部のコンサルティング会社を雇い、RI の組織ガバナンス構造に対する包括的な見直しを実施する	R 細則 5.010.	W
22-32	RIBI 役員の定義規定を改正する件 (RIBI)	RIBI 審議会を率いるロータリアンの肩書を「会長」から「議長」に変更するとともに、RIBI を代表する役員の名称を更新する	R 定款 7	A 423 : 43

ロータリー財団（管理委員会）				
22-33	ロータリー財団管理委員会の構成を改正する件 (スイス)	管理委委員会の構成を会員の地理的分布に反映させるとともに、管理委員の4名がRIの元会長の規定を2名に減ずる	R 細則 22.020.	
国際ロータリー（雑誌）				
22-34	機関雑誌において全会員に電子版を、希望者に印刷版も提供することを規定する件（ブラジル、チリ）	会員は機関雑誌を電子版を受領し、さらに印刷版も受領することを選択できる	R 細則 21.020.	
22-35	雑誌購読を任意とする件 第 2660 地区（日本） (ブラジル、アルゼンチン、スペイン)	「環境の保護」の観点から、機関雑誌の購読者となることを選択できる	R 細則 21.020.	
国際ロータリー（クラブ）				
22-36	新クラブ加盟の最低会員数を下げる件（米国）	新クラブは少なくとも 15 名の創立会員を有するに変更	R 細則 2.010.	W
22-37	加盟金に関する規定を RI 細則から削除する件 (ブラジル)	RI 加盟金の支払いを、新クラブに対し免除しようとするもの	R 細則 2.010.	
22-38	地区に対して訴訟を起こしたクラブもしくはローターアクトクラブを加盟停止または終結する権限を理事会に与える件 (ブラジル)	法人としての地区に対する訴訟を妨げるために、クラブの加盟を停止または終結するの条件に、地区に対する訴訟を含める	RI 細則 3.020.	
国際ロータリー（委員会）				
22-39	RI 委員会に関する規定を改正する件 (RI 理事会)	常任ならびにその他の委員会の規定を明確化し、常任委員会以外の委員会は必要に応じて設置できるようにする	R 細則 17.010.	
22-40	青少年交換委員会について規定する件 (ブラジル、イタリア、リトアニア、タイ、台湾、アルゼンチン、米国、カナダ、オーストラリア)	常任委員会に 6 名からなる青少年交換委員会を加える	R 細則 17.010.	
22-41	インターアクト委員会について規定する件（米国）	常任委員会に 6 名からなるインターアクト委員会を加える	R 細則 17.010.	
国際ロータリー（会議）				
22-42	RI 理事会による直接対面式の会合の数を制限する件 (ブラジル)	理事会は、年 3 回を限度として直接対面式の会合を開くものとし、規定審議会の年度には、さらに 1 回、直接対面式の会合を開くことができる	R 細則 5.060.	
22-43	元会長審議会の規定を RI 細則から削除する件 (米国)	元会長審議会は、実質的にいわば同窓会であり、経費の観点から廃止する	R 細則 20.030	
国際ロータリー（管理運営）				
22-44	事務総長の任期を 2 期までとする件 第 2590 地区・第 2840 地区（日本） (台湾)	事務総長は一度に限り再選されることができる	R 細則 6.040.	
22-45	事務総長の任期を 4 年とし 2 期までに限る件 第 2640 地区、第 2650 地区（日本）	事務総長の任期は 2 期 8 年を超えてはならない	R 細則 6.040.	
人頭分担金				
22-46	人頭分担金を増額する件 (RI 理事会)  修正	2023-24年度半年ごとに米貨 36 ドル 50セント、2024-25年度半年ごとに米貨 37 ドル 50セント、2025-26年度とそれ以降には半年ごとに米貨 38 ドル 50セントへ増額する。 (修正動議) 2023-24年度には半年ごとに米貨37ドル 50セント、2024-25年度には半年ごとに	R 細則 18.030.1	

		米貨39ドル25セント、2025-26年度に半年ごとに米貨41ドル。 23-24: 4\$, 24-25, 25-26: 3.5\$値上げ		
22-47	40歳未満の会員に対する人頭分担金を改正 第2730地区(日本)	40歳未満のロータリークラブ会員の人頭分担金は、ローターアクトクラブ会員の額に準ずる	R細則 18.030.1	
22-48	人頭分担金を2022-23年度の額に据え置く件 (ブラジル)	2023-24年度、2024-25年度、2025-26年度の人頭分担金は半年ごとに米貨35ドル135セントに据え置く	R細則 18.030.	
22-49	最低10会員分の人頭分担金を支払うことをクラブとローターアクトクラブに義務付ける件 (インド)	クラブもしくはローターアクトクラブの会員数が10名に満たない場合は、仮に会員数が10名である場合に支払うであろう金額と同額を支払う	R細則 3.020. R細則 18.030.3	
22-50	クラブ報告および会費支払いの期日を改正する件 (インド)	新会長・幹事の負担を減少させるため、クラブ報告および会費支払いの期日を7月1日から7月10日に変更する	R細則 18.020. R細則 18.040.	
22-51	人頭分担金を月払いとする件 (ブラジル)	RCおよびRACにおける人頭分担金を同額とし、さらにその支払いを月払とし、2023-24年度とそれ以降には月ごとに米貨5ドル92セントとする。	R定款 11 R細則 18.030.1 R細則 18.040.	
<b>国際ロータリー(財務)</b>				
22-52	監査委員会と監査済み財務諸表に関する規定を改正する件 (RI理事会)	「監査済み年次報告書」の内容を、本組織全体の「年次報告書」で報告される項目ではなく、現在の慣行に基づいて、監査済み財務諸表において米国会計基準(US-GAAP)に準じて報告される項目とする	R細則 17.060. R細則 18.080. R細則 22.040.	
22-53	理事会がRI準備金からの支出を報告する場所を改正する件 (ノルウェー)	理事会は、準備金からの支出を必要とした特別な事情について、国際大会だけでなく規定審議会でも報告する	R定款 6	
22-54	RIの予算と年次報告書をロータリーのウェブサイトで公開する件 (韓国)	RI予算と年次報告書をRIのウェブサイトにおいて公表することを明記する	R細則 18.050. R細則 18.080.	事前審査 A 433:41
22-55	監査済み年次報告書に記載される事項を改正する件 (ブラジル)	ロータリーが公開する会計文書に発生した支出の詳細を含めることにより、透明性を確保する	R細則 18.080.	
<b>審議会(事前の手続き)</b>				
22-56	地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件 第2790地区(日本)	実情に合うように、地区による立法案および決議案の提出方法の規定を明確化する	R定款 16 R細則 7.030. R細則 8.040.	
22-57	決議審議会において検討可能な緊急制定案の種類を規定する件 第2840地区(日本)	理事会が提案できる緊急制定案を前回の規定審議会以降に発生した事態に対応するものに限定する	R細則 8.050.	
22-58	制定案に関連する締切日を改正する件 (ペルー)	立法案に対する提出締切日を、現在より6ヶ月遅らせ、立法案の作成により時間的な余裕を与える	R細則 7.050. R細則 7.070.	
22-59	RI理事会による見解表明案の提案締切日を改正する件 第2580地区(日本)	見解表明案の提案の締切日を「審議会の閉会までいつでも」から規定審議会の開催前の12月31日までに短縮する	R細則 7.050.	
22-60	決議案に欠陥があると見なされる理由を改正する件 第2680地区・第2840地区(日本)	欠陥のある決議案と見なされる要件のうち、(b)(c)を削除し、既に実施されている行為を決議案の対象とする	R定款 10	
22-61	RI細則における矛盾を解消する件 (RI理事会)	指名委員会手続における締切日の矛盾を解消する	R細則 11.020. R細則 12.030.	事前審査 A 459:16
22-62	決議審議会に提出された決議案または緊急制定案に欠陥があったとした理由を公表することを義務化する件 第2680地区(日本)	理事会が審議会に回付されないと判断した決議案と制定案について、その決定理由を公表することを規定する	R細則 8.090.	

審議会（会議と代表議員）				
22-63	ローターアクトクラブが立法案と決議案を提案し、ローターアクトが投票権を有する審議会議員となることを許可する件 —(RI 理事会)—	ローターアクトクラブが規定審議会に立法案を提出することを認めることである。さらに、審議会においてローターアクトたちを代表するために、34人のローターアクトが投票権をもつローターアクト議員となる。	R 細則 7.020 R 細則 7.030. R 細則 7.090. R 細則 8.030. R 細則 8.040. R 細則 9.	2022 年 2 月理事会 取り下げ
22-64	審議会代表議員候補者の推薦規定を改正する件（台湾）	クラブは、そのクラブの会員 1 名のみを代表議員の候補者として推薦できる	R 細則 9.060.2.	
22-65	直近の 5 名の元会長を投票権を有しない審議会議員とする件 (米国)	直近の 5 名の RI 元会長を、投票権を有しない議員として復活させる	R 細則 9.110.6.	
22-66	規定審議会を直接会合またはオンライン会合で開催できるよう認める件（ブラジル）	代表議員の様々なリスク低減のために、直接会合もしくはオンライン会合形式で招集できるようにする	R 定款 10 R 細則 7.070.	
22-67	決議審議会における緊急制定案の採択に関する規定を明確化する件 (インド)	すでに採択された制定案の重要性を保全するため、緊急制定案が RI 定款の場合は 3分の 2 以上の支持を、RI 細則の場合は過半数の支持を必要とする	R 定款 16 R 細則 8.120. R 細則 25 標準 19	
22-68	規定審議会の議事録を公開するよう規定する件 第 2840 地区（日本）	規定審議会の議事録を、規定審議会終了後 6 カ月以内に、RI ウェブサイト上で英語で公開する	R 細則 7.070.7.	
審議会（その他）				
22-69	採択された決議案にかかわる決定についてガバナーに通知するよう規定する件 第 2680 地区（日本）	採択決議案。理事会は、決議審議会が終了してから 1 年以内に、審議会によって採択された決議にかかわるすべての理事会の決定について、全ガバナーに通知するを復活する	R 定款 10	
22-70	国際ロータリー定款を、実質的な変更を行うことなく現代化かつ合理化する件 (RI 理事会)	内容への実質的な変更はなく、冗長性の削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。その結果、RI 定款は 4 分の 1 ほど短縮され、ずっと使いやすくなる。 変更の例は以下の通り • RI の性格と目的を一つの条項にまとめる • クラブの管理に関する第 8 条「管理」の部分の文言を現代化する • 国際大会での投票手続に関する文言を更新する • どの機関が RI 定款を改正できるかは、RI 細則における組織規定の改正に関する規定で既に特定されているため、RI 定款第 16 条から削除	R 定款	
地区運営				
22-71	クラブの管理の試験的プロジェクトについて規定する件 (RI 理事会)（オーストラリア）  修正	6000 以下のクラブを含み、期間を 6 年以内とした、理事会が適切とみなす監督を伴う試験的プロジェクトを実施。 RIBI とオーストラリア・ニュージーランドを含むゾーン 8 内に試験的なガバナンスプロジェクトを実施する	R 定款 8  R 細則 14.020	
22-72	地区の境界の変更基準を変更する件 第 2780 地区（日本）	理事会は、クラブ数が 20 未満またはロータリアンの数が 1,100 名未満の地区の境界を変更、またはそれらの地区のクラブを近隣地区に編入または統合、あるいはクラブ数が 100 またはロータリアンの数が 5,400 名を上回る地区を分割することができる	R 細則 15.010.1	
22-73	地区境界の変更における施行期日の延期を規定する件	地区の境界を撤廃または変更するすべての決定については、それらの施行期	R 細則 15.010.1	

	(ブラジル)	日を少なくとも 4年間延期する		
22-74	年次地区大会の開催を義務とする規定を削除する件 (オーストラリア)	地区大会を毎年開く必須要件を削除する。それにより、大会を5 毎年開くか、適切だと判断した時に開くは、各地区が柔軟に決められる	R 細則 9.060. R 細則 11.020. R 細則 12.030. R 細則 15.040. R 細則 16.030.	
22-75	地区大会の開催の頻度と形式の規定を改正する件 (オーストラリア)	大会は 1年間、開催を停止することができる。ただし、大会は少なくとも 2年に一度開催されなければならない。大会は、直接対面式、またはバーチャル形式で開催することができる	R 細則 15.040.1	
22-76	地区大会の計画に関する規定を改正する件 (台湾)	ガバナーが、自分の年度に開かれる地区大会の開催地と日時を、その年度のクラブ会長とともに決める	R 細則 15.040.	
<b>奉仕部門と行動規範</b>				
22-77	専門能力開発を奉仕の第二部門に、職業奉仕委員会を推奨されるクラブ委員会に加える件 (フランス)	奉仕の第二部門に、奉仕の理念を実践し、「その精神を以って専門能力開発を支援していく」を加え、クラブ委員会に新たに職業奉仕を追加する	標準 6、11	
22-78	積極的平和を含めるよう奉仕部門を改正する件 (カナダ)	奉仕の第三部門に、地域社会における積極的平和を目指すことを追加	標準 6	
22-79	高齢者の生活の質の向上を含めるよう奉仕の第三部門を改正する件 (フランス)	奉仕の第三部門に、高齢者が質の高い医療と安全かつ快適な生活環境を享受できることを追加する	標準 6	
22-80	地区と地区を国際的に結びつけるために奉仕の第四部門を改正する件 (インド)	奉仕の第四部門に、各地区が他国の地区と 3年間、理事会により決められたかたちで結びつけられることを追加	標準 6	
22-81	標準ロータリークラブ定款に奉仕の理念を加える件 第 2650 地区 (日本)	奉仕の理念とは人に対する善意と思いやりの心を自己の生活全般に適用し、行動することであるという奉仕理念の定義を新設する。	標準定款に新設	
22-82	ロータリアンの行動規範を規定する件 (韓国)	RI定款と標準ロータリークラブ定款にロータリアンの行動規範を挿入する	RI 定款、標準定款に新設	
<b>クラブ例会と出席</b>				
22-83	クラブが例会を取りやめられる理由を改正する件 第 2730 地区 (日本)	定款に定められている4つの理由については、3回越えて続けて例会を取りやめることができることを明記する	標準 7	
22-84	ローターアクターがロータリークラブの例会に出席することを許可する件 (ドイツ)	ローターアクターもロータリークラブやロータリークラブの衛星クラブの例会に出席できる	R 細則 4.090.	事前審査 A 426:45
22-85	出席報告の提出義務を撤廃する件 第 2650 地区・第 2790 地区 (日本) (米国)	事務総長への各クラブ出席報告の提出義務を削除する	R 細則 4.080.	
22-86	出席報告を月次会員総数の報告に変更する件 第 2570 地区 (日本)	事務総長への各クラブの出席報告を月次会員総数の報告に変更する	R 細則 4.080.	
22-87	出席報告の要件を改正し、奉仕活動の四半期報告を含める件 第 2660 地区 (日本)	各クラブは、各月の最終例会後 15日以内にそのクラブの月次出席報告を、年度の最終例会後 15日以内にメイクアップ後の年次出席報告を行い、さらにボランティア活動時間と奉仕プロジェクトへの貢献も事務総長に提出する	R 細則 4.080.	
22-88	クラブ細則において出席規定の例外を規定することを禁ずる件 (インド)	例会出席規定を弱めると会員による参加がほとんどなくなる状況につながる可能性があるため、出席と会員身分の存続に関する例外規定を削除する	標準 10 標準 13	
22-89	クラブ細則に出席規定の例外を定めることを禁じ、メイクアップの期限を改正する件 第 2730 地区 (日本)	メイクアップ期限を欠席する例会の前後 14日間以内とするとともに、第7節の出席の例外規定を削除する	標準 10	

22-90	例会欠席のメイクアップの期限を改正する件 第 2740 地区・第 2790 地区 (日本)	メイクアップの期限を、欠席する例会の前後 14日間にする	標準 10	
22-91	例会欠席のメイクアップの期限を改正する件 第 2760 地区 (日本)	メイクアップ期限を、同じ年度の各半期とする	標準 10	
22-92	出席規定の免除手続の規定を改正する件 (台湾)	出席免除規定における理事会の承認を削除し、ロータリー歴と会員の年齢の合計が 85年以上であり、少なくとも 20年のロータリアン歴がある人は、希望があればすべて認めることとする	標準 10	
22-93	事務総長の資格要件と報酬上限を規定する件 第 2650 地区 (日本)	事務総長はガバナー経験者、あるいはそれに準ずる経験を持つか、理事会が認めた者とし、更に、事務総長の年間報酬上限はUS\$400,000以内とする。	R 細則 6.050. RI 細則 6.100	
22-94	新世代交換委員会について規定する件(ドイツ・ブラジル・タイ)	RIの常任委員会に6名の委員からなる新世代交換委員会を新たに設置する。	RI 細則 17.010.	